

# 麻薬年間届について

## (1) 届出義務者

麻薬年間届は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設の場合は、麻薬施用者）及び麻薬小売業者が届け出てください。

## (2) 届出内容

届出義務者は、その管理下にある業務所（病院、診療所、麻薬小売業者等）において、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に所有し、譲り渡し（調剤、施用、使用し）、又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、令和3年9月30日現在で麻薬年間届を作成してください。

この期間において麻薬を所有せずかつ施用（使用）しなかった場合でも、表に斜線を引いて提出してください。

様式はコピーして使用することができます。

なお、届出用紙は窓口でも入手できます。また、薬務課のホームページからダウンロードすることもできます。

**ダウンロードはこちらから** ⇒ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/malicense/malicense.html>

## (3) 届出期日

令和3年10月1日（金）～ 令和3年11月30日（火）

## (4) 届出先及び部数

所管する保健所等（麻薬免許継続申請窓口と同じ）へ1部届け出てください。

## (5) 届出にあたっての注意事項

ア 年間届の記載にあたっては、帳簿と実在庫を必ず突合し、誤りや漏れがないように注意してください。

イ 様式裏面の記載上の注意や記載例を参照し記入してください。

ウ 今回より、様式が変更されています。なお、旧様式でも受付可能です。